

「年収の壁・支援強化パッケージ」にかかる事務の取扱いについて

厚生労働省から取扱いについて示されましたのでお知らせします。

1 概要

社会保険料の負担がない被扶養者の方について、一定以上の年収（106万円または130万円）となった場合に、社会保険料負担の発生や、企業の配偶者手当がもらえなくなることによる手取り収入の減少を理由として就業調整を行う、いわゆる「年収の壁」への対応。

※「年収の壁・支援強化パッケージ」については厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html) をご確認ください。

2 適用年月日

令和5年10月20日から適用

3 事務の取扱い

(1) 社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外

別添1「社会保険適用促進手当に関するQ&A」

(2) 事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

別添2「事業主の証明による被扶養者認定Q&A」

別添3「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」

4 健康保険被扶養者確認調書について

現在実施している「健康保険被扶養者確認調書」の被扶養者の収入確認時においても、一時的な収入変動に該当する方は、「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」の取扱いにより、別添3の「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」を添付のうえご提出いただきますようお願いいたします。